

損害賠償額の決定について

医療事故に係る損害賠償額を次のように決定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 損害賠償額 150,000,000円
- 2 相手方 本件医療事故に係る分娩により出生した者
- 3 事故の概要 令和2年6月4日、経膈分娩を予定していた妊婦が陣痛発来により熊本市立熊本市民病院に入院し、出産に臨んでいたところ、同月5日、胎児に重大な容体の変化が生じた。一般的にはこの時点で帝王切開を実施するところであるが、医師の判断が遅れ、経過観察が続けられた。その後、胎児の心音が確認できないこと等の理由から緊急帝王切開の方針を決めたものの、分娩が急速に進み、胎児は経膈分娩により重症新生児仮死の状態で娩出された。その結果、相手方に重度の障害が残存することとなったものである。

(提出理由)

令和2年6月5日に熊本市立熊本市民病院で発生した医療事故に係る損害賠償の額を決定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項並びに熊本市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第54号）第7条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。